



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会的排除と法システム : システム作動要因としての属人性 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	橋場, 典子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11186号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55532
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Noriko_Hashiba_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文題名

社会的排除と法システム —システム作動要因としての属人性—

学位論文内容の要旨

本稿は、法システムへのアクセスメカニズムの探究を行うものである。とりわけ、社会的排除状態にある人々がシステムに対して抱く不信に着目し、システムを作動させる重要な要因としての属人性について、理論的・実証的に解明する。

序章では、従来から展開されてきた法システムへのアクセス障害の構造的要因に関する一連の施策、すなわち、司法過疎対策や法的情報の提供体制の充実及び各種 ADR の実施などが、一定の肯定的な効果を発揮しているとして有意義性を見いだす一方で、それら構造的要因に依拠した一連の施策は、行政窓口や法律相談窓口など、それを提供している場所自体へアクセスできない人々に対しては、支援を届ける術を持っていないという構造的ジレンマを内包している点を分析した。つまり、システム自体が内包する排除性の存在と、そこへの無自覚性は、排除状態にいる人々がシステムへの接近を躊躇するという心理的要因の存在を看過しており、システムへのアクセスを障害する「見えない壁」として立ち現れている実態を指摘した。その結果、システムがその性質上内包してしまう排除性のジレンマを克服し得るものとして、自己及び外部に対する信頼が位置づけられ、その信頼は属人的なアプローチにより醸成されるものではないかという、本稿で解明すべき課題の抽出を行った。

第一章では、システム自体が内包している排除性ジレンマの実態を分析するために、今日顕在化している社会的排除状態がどのような背景のもとに引き起こされているのかについて概観した。その結果、第一に、1 つの側面におけるシステムからの排除が、他のシステムからの排除にも連動する可能性が高いこと、第二に、構造的要因に伴う排除状態は心理状態にも影響を及ぼし、当事者の自己認識に悪影響を及ぼすこと、第三に、そうした排除状態の内面化がシステムへのアクセス障害の心理的要因として作用していること、が明らかになった。

第二章では、フランス、イギリス、EU における社会的排除／包摂議論の発生と背景について敷衍した。その結果、健康状態やコミュニティにおける人間関係、教育水準などの状況を左右し得るものであるとして、財の機能に焦点を当てる A.センのケイパビリティ・アプローチや、人々が多様な社会集団に所属する機会を得ることでコミュニティの排他性が少なくなるような社会構造を複層的メカニズムとして提唱する R.グッディンの構想から、両者がともに、市民社会への参加機会の獲得を排除状態の克服のための重要な要素として位置づけていることを明らかにした。

第三章においては、社会参加型の実践を理念におく法教育が、現代社会のリアリティにどのように応答し得るのかについて批判的に検討した。その結果、第一に、市民社会と国家とを巡る論点が稀薄である点、第二に、所与の前提として法やルールを捉える傾向にあり、現状肯定型の法認識を助長させる可能性がある点、第三に、社会に参加できない状態への関心が稀薄である点、が課題として存在していると指摘した。

第四章においては、法教育実践が展開される場のほとんどが教育システム内に限定されている点に着目し、実践の場に由来する排除性について分析した。その結果、第一に、これまでの法教育実践は暗黙の前提として法システム及び教育システムへの参加を要求している点、第二に、システムへの接近に忌避意識を持っている場合には実践そのものが届いていない点が課題として抽出された。第三章及び第四章における考察では、これまで行われてきた法教育の意義を認めつつも、本稿の問題意識に照らしたとき、社会参加型の実践が無意識に排除性ジレンマを強化している面もあるという、法教育実践が暗黙裡に内包する逆説性の存在についての指摘を行った。

第五章においては、当事者自身が持つ認識枠組みに基づく心理的障壁の存在によりシステムへの接近を拒んでいる場合、どのような要因がシステムの作動を阻害しており、その阻害要因を克服するためにはどのような働き掛けが必要不可欠となるのかを探究した。前章までの考察では、システム自体への不信がある場合には、‘意図的に’システムへの参加を拒むこととなり得、しかもその拒絶は個人が各々の意思で‘意図的に’行った選択であると判断されているリアリティが存在していることが明らかになったが、そもそも社会参加・不参加を決定付けている背景にはどのようなメカニズムが潜んでいるのかについて、N.ルーマン、A.ギデンズ、および山岸俊男の信頼概念の分析を行うとともに、自己肯定感の働きに焦点を当て実践を展開するセルフケアグループの事例に着目し検討を行った。検討の結果、他者への信頼の醸成には肯定的アイデンティティの形成や市民としての役割があるということが必要不可欠であり、システム信頼の発生メカニズムの基盤として機能しているという点が明らかになった。

第六章においては、児童養護施設における法教育実践及び社会福祉士と弁護士の連携による司法ソーシャルワークの事例について、現場で活動する専門家や当事者らへの聴き取りを中心にフィールドワークを実施し、検討を行った。そこからは、ロールモデルの提示や人生の見通しという将来への展望を抱けるか否かが、システム自体への信頼の可否を決定付けている点が明らかになった。第五章及び第六章における検討の結果、システム自体への信頼の醸成に求められるのは、第一に、身近な他者に対する信頼、第二に、市民としての役割の獲得であることが判明した。同時に、身近な他者に対する信頼は、当事者自身が自らに対して持つ「肯定的アイデンティティ」が必要不可欠な要素として存在している点が、フィールドワークにおける聴き取りの結果、新たに判明した。

第七章では、社会的排除状態の顕在化に対して法システムがどのように応答し得るのかについて、とくに法律専門家に求められる役割を中心に検討した。その結果、当事者が抱える問

題を、法的問題の解決のみならず、複数の関係機関及び専門家との連携により福祉的・心理的支援をも含む包括的解決の模索が求められていること、とりわけ紛争解決過程においては法を媒介としつつ当事者の主体性を促進する姿勢、すなわち当事者の周囲における人間関係の回復や心理的側面への支援も含めて検討する姿勢が必要とされていることを、公益弁護活動の事例分析を通して明らかにした。

以上、各論における検討を踏まえた上で本稿の結論をまとめると、システムへのアクセスを可能にするためには、当事者が自分自身に対して持つ肯定的アイデンティティが必要不可欠な基盤として存在しており、自分自身に対する信頼と、他者及び外部社会に対する信頼の両面における醸成が揃って初めて、システムへのアクセス障碍の 1 つである心理的要因がクリアされるという点が明らかにされる点、そして現場の職員・専門家が持つ属人的要素がシステムへの不信を緩和し、システム作動を実質的に支えている点が判明した。本稿におけるこれらの指摘は、システムの存在と実際の活用との間にあるギャップを克服するための 1 つの可能性を提示するものである。